

## 福井県における

## 宗教関係公文書の史料学的考察

(その二) 境外遥拝所明細帳、官祭招魂社・官修墳墓明細帳、護国神社明細帳、境外祖霊社明細帳、官国幣社明細帳

長野 栄 俊

はじめに

前号では、福井県立図書館(以下「図書館」という)および国文学研究資料館(旧・国立史料館。以下「史料館」という)が所蔵する、県社以下の神社明細帳を対象に(その一)として史料学的な考察を加えた<sup>①</sup>。今回、(その二)として取りあげるのは、両館が所蔵する戦前の福井県に関する宗教関係公文書のうち、県社以下諸社(村社・無格社などのいわゆる狭義の神社)を除いた広義の神社、すなわち境外遥拝所、官祭招魂社(後に護国神社)、官修墳墓、境外祖霊社の明細帳および官国幣社の明細帳である。

前稿において、明細帳調製に関する法令や書誌の事項、記載項目については詳しく考察しているため、本稿ではこれらと重複しない限りで論を進めたい。

## 一、境外遥拝所明細帳

遥拝所とは、ある神社の祭神を、離れた場所から拝するための場所であり、本来は神殿等の建物を持たないものであった。しかし、明治初年の段階で、神社の分社と遥拝所との区別が不明であったという状況が物語るように、遥拝所でも建物を持つものが一部にはあった。そのため教部省では、分霊を祀らずに、遥拝式のみを行なう場所を遥拝所として定義している<sup>②</sup>。また、その存在形態には、単体で設けられた境外遥拝所と、神社の境内に設けられた境内遥拝所の二種があった。

前稿で紹介した明細帳調製にかかる諸法令を見てみると、明治九年十二月十四日の教部省達第三十五号が、最初に遥拝所について言及している。この達は、社格ごとの神社数・神官数の増減を国に報告させることを目的とするものであったが、その取調方心得の中で

「遥拝所ハ固ヨリ神社ニ非スシテ、本社祭神ヲ遥拝スルノ所ナリ九年当省第八ト雖トモ、公許共有ニ属スルモノハ記載スヘシ」<sup>③</sup>「但、遥拝所ノ内、建物無之向ハ算入ニ及ハス」とされている。ここでは、神社境内遥拝所と境外遥拝所のそれぞれの数を把握することが求められていた。

明治十二年、その後の社寺明細帳の基礎的な書式を定めた内務省達が出され、境外遥拝所についても、次のような独自の書式が定められる。

〔内務省達乙第三十一号(抜粋)〕

境外遥拝所明細帳書式

何府管下何国何郡何村何

某神社遥拝所

一 由緒

一 建物間数

一 境内坪数並地種

一 信徒人員

以上

ここで取調の対象となったのは「公許共有ニ係ル」境外遥拝所のみであり、「建物無之

遙拝所ハ記載ニ及ハス」とされた。また、境内遙拝所については、前稿で述べたとおり、府県社以下神社明細帳内に併記されることになった<sup>③</sup>。遙拝所は遙拝式を行なうだけの施設であるため、通常の神社明細帳には記載される祭神の項目がない点に特色がある。

その後、明治十五年十一月には、境外遙拝所独自の明細帳書式は廃止され、書式は社寺明細帳書式に準拠することとなったが、大正二年四月二十一日、社寺明細帳書式への大幅改訂を定める内務省令が出されると、再び次のような遙拝所独自の書式が定められる。

〔内務省令第六号（抜粋）〕  
第四号様式

遙拝所明細帳（美濃野紙）

道府県市区町村大字 字 番地

（遙拝所名）

一 由緒

一 建物（種類）

一 境内（坪数）

この大正二年書式と明治十二年書式との相違点は、建物については大きさを示さずに単

に種類のみを記載することになったこと、信徒人員を記載する必要がなくなったことの二点である。しかし、この内務省令には「第四十八条 本令施行前調製シタル明細帳ハ第七條ニ依リ調製シタルモノト看做ス」という附則があり、明治十二年書式による明細帳も失効することはなかったため、そのまま使い続けられた例も多かった。

福井県域の境外遙拝所明細帳は、敦賀郡を除く越前国に関する県本<sup>⑤</sup>が一冊だけ伝存しているが、敦賀郡および若狭国三郡に関する明細帳が作成されたかどうかは不明である。この他、今立郡役所から福井県庁に引き継がれたと見られる郡本が二冊確認できる。以下、詳しく見ていきたい。

○「越前国除敦賀郡境外遙拝所明細帳」

（県本） 図書館蔵 [H171/E21]

黄色の表紙に「越前国除敦賀郡境外遙拝所明細帳 全」という題箋があり、用紙には朱色十三行罫の美濃紙を使用している。

本明細帳は、明治十二年書式に拠っており、南条・今立・丹生・坂井の四郡にある九ヶ所<sup>⑥</sup>の境外遙拝所の明細を綴じたものであ

る。題箋の「越前国除敦賀郡」の記載、および本文用紙の版心に「石川縣」と印字されていることからわかるように、福井県が置県される明治十四年二月七日以前の段階、つまり越前七郡（嶺北地方）が石川県に含まれていた時期に作られたものである。

先述したように、明治十五年には境外遙拝所の明細帳は、社寺明細帳の書式に準拠する形となったため、本簿冊でもこの書式に基づいて、県庁迄の距離を追記するなど、一部に修正の跡が見られる。明治四十三年四月六日の朱筆追記も見られることから、石川県から引き継いだ帳簿を、修正しながら福井県庁で現用し続けたものと言えるが、その後大正二年書式による明細帳調製が新規に行なわれたかどうかは不明である。

本簿冊において、本社拝殿に改造されたために、境外遙拝所ではなくなった二件の明細については、その丁全体に朱斜線による抹消印が付けられている。一方、本社の神社明細帳<sup>⑧</sup>では、遙拝所を拝殿に改造したことが新たに追記されている。本来ならば不要の遙拝所明細帳は削除されるべきなのであろうが、後

の参考のために抜き取られず抹消記号で済ませたものであろう。

○「明治十二年 越前国今立郡遥拝所明細帳」

(郡本) 図書館蔵 [H174E4]

表紙に墨書で「明治十二年／越前国今立郡遥拝所明細帳」、朱筆で「扣」明治十三年一月永久保存」の書き入れ、「第八号／永年保存／庶務係社寺部」の貼紙がある。用紙には三種の美濃紙十三行罫紙を使用している(版心に「武生橋町廣場治左工門出版」と印刷された青色罫紙、版心に文字のない茶色罫紙、同青色罫紙)。

本簿冊の内容は、今立郡内所在三ヶ所の境外遥拝所に関する明細帳である。県本「越前国除敦 境外遥拝所明細帳」所載のものと同字句を比較すると、若干の異同を除きほとんど一致するが、末尾に提出年月日と本社の特徴、信徒総代、戸長の名前・連印、戸長役場の公印のある点が異なる。つまり、本簿は各戸長役場から、郡役所に提出されたものをそのまま綴じた原本綴である。

ちなみに明細帳提出日付を見ると、日野神社遥拝所は「明治十二年十月三十日」と

長野 福井県における宗教関係公文書の史料学的考察

なっているが、大瀧神社遥拝所は「明治十二年二月十三日」を加筆訂正により「明治十二年十月十三日」に朱正、また縣社舟津神社遥拝所も「明治十三年一月十五日」を「明治十二年十月廿五日」に朱正していることがわかる。これは本来、明治十二年書式に拠る明細帳は、明治十二年十二月末日までに国に提出すべきであったものを、何らかの事情で提出が遅れてしまったために、差し障りが生じ、日付を改竄した痕跡と見られる。

○「明治二十一年 境外遥拝所・仏堂明細帳」

(郡本) 図書館蔵 [H174E5]

表紙には墨書で「明治二十一年／佛境外遥拝所明細帳／福井縣今立郡役所」とあり、朱筆で「第一六号」「永久保存」の書き入れ、「第九号／永年保存／庶務係社寺課」の貼紙がある。用紙は青色十三行罫紙を使用している(版心に「福井縣今立郡役所」と印刷されたものと文字のないものの二種)。

内容は「今立郡境外遥拝所明細帳」と「今立郡仏堂明細帳」の二つからなる。境外遥拝所明細帳の内容については、先掲「明治十二年 越前国今立郡遥拝所明細帳」と比較して

みると、明治十二年の簿冊が、各戸町役場から郡役所に提出された原本綴であったため、末尾に神官や信徒総代、戸長の署名・連印があったのに対し、この明治二十一年の簿冊にはそれが無い。明治十五年の書式改正に則って書き直されたものとも考えられず、単に明治二十一年段階で明治十二年の簿冊を清書をしたものと考えられる(仏堂明細帳の考察は別稿で行なう予定)。

二、官祭招魂社・官修墳墓明細帳、

護国神社明細帳

地方招魂社は、幕末維新期に国事に斃れた殉難者の靈魂を祀るための施設として、明治初年ころ、各府藩県等が独自に設けた招魂場に起源を持つ<sup>10)</sup>。その後、官費で招魂祭が執行されることとなり、内外諸戦役での戦没者を合祀するようになる。また、招魂社(明治八年十月十三日)<sup>11)</sup>↓官祭招魂社(明治三十四年六月十四日)<sup>12)</sup>↓護国神社(昭和十四年三月十五日)<sup>13)</sup>というように名称の変遷があった。以下、福井県域に設けられた招魂社、護国神社について、その概要を見ておきたい。

まず、現在も福井市にある足羽山招魂社であるが、その起源は明治三年に遡る。旧福井藩主松平慶永と福井藩知事松平茂昭が、禁門の変と戊辰戦争（北越戦争）で没した福井藩士卒の霊を慰めるために、墓碑を建てて招魂場とし、招魂祭を執行した。明治六年には社殿を造営して招魂社と改称。明治八年四月二十四日の太政官達<sup>14</sup>により、戊辰戦争の戦没者十二名の祭祀のみが官費で行われる官祭となり、禁門の変戦没者七名の祭祀は、松平家の私祭となった。その後、明治三十四年に官祭足羽山招魂社と改称され、以後、日清・日露戦役、上海・支那事変での福井市出身戦没者を合祀し、昭和十四年には足羽山護國神社と改称して終戦を迎えた。

また、現在は大野市篠座の篠座神社境内神社として残る招魂社も、明治三年九月、大野藩士卒で戊辰戦争（函館戦争）に没した十一名を小祠に祀ったことに淵源を持つ。はじめ大野郡乾側村にあった小祠が、明治七年には県社篠座神社境内に移され、旧大野藩主・土井利恒の寄附によって社殿等が新築された。その後、明治三十四年には官祭大野招魂社と

改称、昭和十四年には更に大野護國神社と改称した。

昭和十四年、全国の官祭招魂社は一斉に護國神社と改称され、府県社相当の指定護國神社が各府県に一社ずつ指定されたが、福井県ではこのとき県全域を区域とする招魂社がなかったため、同月十日に護國神社建設奉賛会が結成されることになった。そして昭和十六年三月二十日、吉田郡円山西村経田（同十七年五月五日福井市に編入）に社殿が竣工し、同二十七日には福井縣護國神社として指定されるに至った。これによって、福井県では指定一社、指定外二社（足羽山・大野）の合計三社の護國神社が存在することになった。

以上が福井県域にあった招魂社、護國神社の概要である。次に、これら施設に関する明細帳調製を定めた法令を見てみたい。

全国各地に所在した招魂場が、初めて国の管理下に置かれることになるのは、明治七年三月十七日のことである。内務省達乙第二十二号<sup>15</sup>は、戊辰戦争の戦没者を祀る招魂場の地税を免除し、以後の祭祀料・修繕費を官費支給することを定めたものであった。そのため

に招魂場の面積、祭祀料、修繕費を雛形の通りに報告させ、あわせて次のような明細帳を調製させた。

〔内務省達乙第二十二号（抜粋）〕

明細帳

何国何郡何町字何々

一 招魂場 称何々社何々祠

何年何月創立 祭主 旧藩主何ノ誰歟  
何族誰何村内誰何人歟

一 建坪何坪

内 瓦葺何坪 本社 板葺何坪 拝殿  
茅葺何坪 何々

一 祭祀 春秋両度歟又ハ何月何日歟

一 寄附 米何程 何ノ誰歟

金何程 何村町誰何人歟

一 招魂祭祀ノ面々幾人

内 千支何月何日賊軍何々勢追討トシテ何処へ  
進撃何処ニ於テ接戦打死ノ面々何人  
旧何藩士族或ハ卒  
何隊

何所ニテ打死 何姓何某

〔官給有之分モ右ニ準シ洩ナク記載ノ事〕

一 招魂祭祀ノ面々幾人

内

千支何月何日賊軍何々勢追討トシテ何処へ  
進撃何処ニ於テ接戦打死ノ面々何人  
旧何藩士族或ハ卒  
何隊

何所ニテ打死 何姓何某

〔官給有之分モ右ニ準シ洩ナク記載ノ事〕

一 招魂祭祀ノ面々幾人

内

千支何月何日賊軍何々勢追討トシテ何処へ  
進撃何処ニ於テ接戦打死ノ面々何人  
旧何藩士族或ハ卒  
何隊

何所ニテ打死 何姓何某

招魂社		招魂社明細表		何府県	
招魂社 所在地名	地坪 建坪	祭祀人 戦死事故	旧藩名 姓名及 年齢	創立 年月	祭祀 祭主
国郡村或ハ寺院 境内邊或埋葬地	幾坪	何軍ノ役何国 何二オイテ戦死	何藩 年齢	年月 月日	何某
同	同	同	同	同	同
合何ヶ所	合地幾坪	同	合何人	同	同

右之通相違無之候也

また翌八年十二月二十八日には、内務省火災による明細帳の焼失等を理由に、次のような表形式による新書式に基づいた招魂社明細表の提出を命じた。<sup>16)</sup>

右ノ通候也

年月日

右ノ通りケ所限り其事由踪蹟ヲ詳記シ、人名・本族・年齢・戦没ノ景況等可成丈ケ明瞭ナルヲ要ス、且ツ実測坪数絵図並社堂墳墓実地模様相記シ候書函面共ニ一枚差出可申事

以下皆之ニ倣フ

何歳  
同々々  
同々々々  
同々々  
同々々々  
同々々々  
同々々々  
同々々

その後、府県の統廃合が行なわれたことや調査洩れがあったことなどを理由に、明治十二年一月二十一日、再び明細帳の調製が命じられる。それまで招魂社と墳墓の明細帳調製は、別々の達書で命ぜられていたが、ここでは初めて一緒の達で書式が定められた。また、この達書により、戊辰役戦没者を祀る官祭のみならず、それ以外の戦没者を祀った私祭(足羽山招魂社の場合、禁門の変の戦没者)についても明細帳に載せられることになった。

〔内務省達乙第三号(抜粋)〕

府県  
従軍殉国ノ者、招魂社並墳墓等之義ニ付、明治七年当省乙第十二号、同年乙第二十二号及八年乙第七十一号達之旨モ有之、夫々取調差出候処、爾後諸県廢合分割及移転或ハ調洩等ノ廉ヲ以テ、追々差出候向モ有之、右明細帳一定不相成候条、明治十二年一月ノ調ヲ以テ更ニ別紙書式ニ照準取調可申、尤招魂社ハ境内及建物等見取絵図面相添、至急可差出、此旨相達候事

但、人民自費ヲ以テ建設候分モ本文ニ準シ

取調可差出、尤官民立共無之ハ其旨可届出事

(別紙)

明細帳書式 用紙美濃紙

毎社別冊ニスヘシ私祭モ同様タルヘシ

何府県 何郡管下何国郡町村字

官祭招魂社

- 一 由緒 創立年月並創建人名及祭日其他該社二関スル沿革アルモノハ詳記スヘシ
- 一 境内坪数並地種 姓名ヲ記スヘシ人民名受ノ向ハ其一建物間数 ノ殿拜殿其他付属ノ建物等詳記スヘシ
- 一 該社ヨリ管轄庁迄ノ距離里数

官祭人名表

戦死事故	旧藩名	姓名	年齢
何年何所ノ役何国何所ニ於テ戦死	何藩	何某	何歳

前書之通相違無之候也

年月日 何府県印

(以下、墳墓地の明細帳書式は後掲)

この半年後の同年六月二十八日、その後の社寺明細帳書式全般の基礎を定めた内務省達が出されるが、「公許共有ニ係ル」境外の招



ここで書式が示されている墳墓明細表は、

府県単位で作成されたものであつて、墳墓單位のものではない。その後、先述したように、明治十二年一月二十一日、招魂社と墳墓の両方に関して、新たな書式による明細帳調製が命じられ、墳墓單位の明細帳書式が示された。

〔内務省達乙第三号（抜粋）〕  
明細帳書式 用紙美濃紙

何府県管下何国郡町村字  
每所別冊ニスヘシ  
墳墓地

一 開設 年月其他該墳墓ニ関スル事件アルモノハ詳記スヘシ  
一 域内坪数並地種 人民名受ノ向ハ其姓名ヲ記スヘシ  
一 該墓地ヨリ管轄庁迄ノ距離里数

埋葬人名表

戦死事故	旧藩名	姓名	年齢	創立年月	建設人名
何年何所ノ役何国何所ニ於テ戦死	何藩	何某	何歳	年月日	何某

前書之通相違無之候也

年号 月 日 何府県印

境外招魂社については、明治十二年の内務省達乙第三十一号で、新規の明細帳書式が定められたが、墳墓についてはこの達書では何の言及もなかった。しかし、大正二年の内務省令第六号では、第五様式として官修墳墓明細帳の様式が次のように定められている。  
〔内務省令第六号（抜粋）〕

官修墳墓明細帳（美濃罫紙）  
府道 国郡市区町村 大字 字 番地  
県市区町村 官修墳墓

一 設置ノ沿革  
一 域内（坪数）

姓名	旧藩名	創立年月日	戦死事故

これまで概観してきた官祭招魂社、官修墳墓、護国神社に関する福井県域の明細帳については、次に紹介する二冊の伝存が確認できる。

○「官祭招魂社・官修墳墓明細帳」

（県本） 図書館蔵 [H172/A21]

ボール紙様の表紙には「大正七年六月／官祭招魂社 官修墳墓 明細帳／教育課社寺係」と墨書されており、内容は次の（イ）～（ハ）の三つの綴からなっている（記号は筆者が便宜的に付与した。以下同）。

（イ）「足羽山招魂社并官修墳墓明細帳」

表紙には「大正七年六月現在／足羽山招魂社并官修墳墓明細帳」と墨書され、表紙一箇所と裏表紙綴目二箇所「足羽山招魂社社務所」の朱印が押されている。内容は更に「招魂社明細帳」と「官修墳墓明細帳」の二つに分かれる。明細帳本体は、いずれも用紙に無題青十二行罫の美濃紙を用いているが、招魂社明細帳の祭神名簿には無題の青十二行罫紙、版心に「福井縣」とある赤色十三行罫紙、同黒色十三行罫紙の三種が使用されている。本簿冊は、表紙に「大正七年六月現在」とあるように、大正七年に作成されたものである。また、その後に変更が生じた事項については、朱書きによる追記が見られる。例えば、昭和十四年、社名が官祭足羽山招魂社から足

羽山護國神社に改称され、また昭和十一年に所在地の足羽郡木田村が福井市に編入されたことを受け、明細帳でも社名に「足羽山護國神社」、所在地に「福井縣福井市山奥町六拾字壹番地」という赤ペン書きによる貼紙追記がなされている。また由緒の項にも、大正十三年以後の新たな合祀や皇族による祭祀料下賜などの件が追記されており、同様に祭神名簿も用紙を変えながら追加されていた。最終の合祀名簿は昭和十六年九月二十二日のもので、「支那事変」戦没者六十六名および旧円山東村（同年四月一日に福井市に編入）の戦没者十八名となっている。

招魂社明細帳と官修墳墓明細帳は、ともに大正二年書式に拠っているが、招魂社明細帳の昭和十六年九月二十二日に合祀された祭神名簿だけが書式を異にしている。

#### (口)「官祭(大野)招魂社明細帳」

表紙には「大正七年六月／官祭招魂社明細帳／大野郡大野町大野篠座神社境内／官祭招魂社」と墨書され、用紙に青色無題の十二行野美濃紙を用いている。

大野町篠座にあった官祭招魂社も、昭和十

四年の招魂社制度改正により改称されたため、当初「官祭大野招魂社」と記載されていた社名に赤ペン書きの貼紙で「大野護國神社」と追記されている。本文中の最終記載は明治三十九年に幔幕提灯に菊花紋章の使用を許可された件であり、表紙からも大正七年六月に作成されたことが明らかである。

本簿冊も(イ)と同様、大正二年書式に拠っている。

#### (ハ)「従軍殉国之者招魂社明細表」

無表紙で、第一丁は明治十二年十二月二十七日付、石川県令千阪高雅から内務卿伊藤博文に宛てられた「従軍殉国社招魂社明細表等進達書」の写で始まる。用紙は全丁に「福井

縣」の版心題を持つ茶色十三行野の美濃紙を使用。第二丁は足羽山の招魂社明細帳となっており、以後、招魂社で祭られる祭神名簿として、第三丁「官祭人名表(戊辰北越ノ役戦死ノ者十二名)」、第四丁「私祭人名表(元治元年京師變動ノ節戦死ノ者七名)」、第五丁「明治二拾七八年日清役戦死者人名(一名)」・「明治三十七八年日露役戦死者人名(百二十名)」となっている。日清・日露戦役の戦死

者合祀が許可されたのは明治三十九年四月二十四日のことなので、あるいはこの時点で書写されたものとも考えられる。

本簿冊の進達表日付は明治十二年十二月二十七日であるが、本簿は同年六月二十八日の内務省乙第三十一号に定める境外招魂社明細帳書式に拠ったものではなく、それより前の同年一月二十一日の内務省達乙第三号に定める明細帳書式に拠ったものである。但し、明治三十九年四月二十四日に合祀が許可された日清役・日露役戦死者人名簿については、表の書式が異なっている。

#### ○「福井縣護國神社明細帳」

(国本カ) 図書館蔵 [H170H41]

表紙には「福井縣／護國神社明細帳／神祇院」と墨書されており、朱書で「指定一／指定外二」とある。ここに言う「指定」「指定外」とは、先述したように、吉田郡円山西村にあった福井縣護國神社が「指定」とされ、福井市山奥町の足羽山護國神社および大野郡大野町篠座の大野護國神社が「指定外」とされたことを意味する。本簿の目次にも、これら三



社の名が見えるが、実際には次に示すように(二)と(ホ)の指定外二社の明細帳のみが綴られており、福井縣護國神社の明細帳は綴られていない。

一方、表紙に「神祇院」とあるのは、昭和十五年十一月の勅令第七百三十六号により、内務省神社局から昇格した国家機関の名称である。本簿冊の用紙は、ほとんどが版心に「福井縣」とある赤色十三行罫紙を用いているが、目次など一部に「神社明細帳 神祇院」と印刷された赤色十三行罫紙を使用している。目次は簿冊を管理する機関で作成されることが多いことから、本簿冊は、福井県から国に提出された明細帳を綴じた国本である可能性が高い。国家の公簿が福井県に伝来した理由は定かではないが、島根県立図書館でも神祇院旧蔵の神社明細帳十六冊が所蔵されており、同じく京都府立総合資料館でも内務省社寺局と宗教局で所蔵されていた寺院明細帳十冊が所蔵されている。<sup>22)</sup> いずれもその理由は明らかにされていないが、福井県の場合も何らかの事情で国から県に移管され、その途中で福井縣護國神社明細帳が抜き取られたもの

と推察される。

#### (二)「足羽山護國神社明細帳」

先述の(イ)「足羽山招魂社并官修墳墓明細帳」と本文の記載はほとんど同一であるが、次に掲げる相違点<sup>23)</sup>より、本簿が大正十三年ごろ、福井県より内務省に提出された国本であることが推測される。

まず、由緒について、本文中に明治四十二年までの記事を載せている点は、両者とも同じであるが、本簿は大正十三年十一月九日から昭和十二年九月二十五日にかけての由緒の追加記載を内務省十四行罫紙で追記している。次に、大正十三年九月に拝殿を神饌所に改造し、新たに別途拝殿を新築した件について、(イ)ではこれを追加記載しているが、本簿ではこれを本文中に記載している。改造および新築の許可が出たのは同年二月のことであることより、本簿は大正十三年二月から十一月の間に福井県で作成されたものが、内務省に提出され、その後も追記を加えながら神祇院に引き継がれていったものと考えられる。

#### (ホ)「大野護國神社明細帳」

先述の(ロ)「官祭(大野)招魂社明細帳」と記載の内容はほとんど変わらないため、大正二年書式に拠るものと考えられる。(ロ)との相違点は、本簿では由緒の追記に和文タイプを使用している点、および社殿の大きさを記載していない点である。

なお、最後に官祭足羽山招魂社(足羽山護國神社)の祭神について触れておきたい。二〇〇六年八月現在、足羽山招魂社の社頭で配布されている由緒書によれば、現在の足羽山招魂社には、堺町之役(禁門の変)・戊辰之役・西南之役・日清之役・日露之役・日支事変・支那事変・大東亜戦争の戦没者の霊八千九十二柱を祭っているという。ところが、先に見た当該社に関する三種の明細帳(イ・ハ・ニ)には西南戦争や大東亜戦争に関する記載は一切見られない。また、昭和十年代の郷土誌の記載と比べてみても、祭神の種類と数に差異が見られる。これらの相違をまとめたものが表一である。一見して分かるように、禁門の変と戊辰戦争の戦死者については、い

ずれもが共通した祭神名と数を名簿に記載している。しかし、日清・日露戦争に関しては、簿冊・資料によって祭神数が異なる。また、西南戦争と支那事变戦病死者の昭和十四年合祀分については、国と県の宗教公簿たる明細帳に全く記載が見られない。

福井市周辺の自治体編入に伴い、祭神数が増加したことが一つの要因として考えられるが、なぜ全く記載されていない祭神があるのだろうか。官祭の数さえ把握できていれば、私祭(市祭含む)についてはさして重要視されなかったであろうか。ここでは相違があることを指摘するにとどめて、再考を期すことにしたい。

### 三、境外祖霊社明細帳

祖霊社とは、祖先の霊を祀った社のこと  
で、氏神や産土の神社の境内に小祠を設けたものが多いが、墓所や縁故の場所に設けられた単立の祖霊社も存在した。祖霊社は、幕末維新期の神葬祭運動の展開と神仏判然令により流行したが、その後は一部氏子の私的祭祀とみなされるようになり、明治十九年六月以

降は新設を禁止されている<sup>(2)</sup>。

明細帳調製に関する諸法令で、初めて祖霊社に言及したものは、遥拝所と同様に、明治九年十二月十四日の教部省達第三十五号であった。この取調方心得の中で「祖霊社ハ神葬祭ノ輩、其祖先等ヲ祀ルモノニシテ、一般神社ト差異アリト雖トモ、公許共有ニ属スルモノハ記載スヘシ」とされている。ここでは神社境内祖霊社と神社境外祖霊社の数と神官数の報告が義務付けられている。

明治十二年六月二十八日、社寺明細帳の基礎的な書式を定めた内務省達乙第三十一号において、境外祖霊社独自の書式も次のように定められた。

〔内務省達乙第三十一号(抜粋)〕

祖霊社明細帳書式

何府 何郡 何村 何字 何

祖霊社

一 由緒

一 建物間数

一 境内 坪数並地種

一 共有人員

以上

ここで明細帳取調の対象とされたのは、「公許共有ニ係ル者ノミ」であり、また境外にあった単立の祖霊社だけであった。従って、別の神社の境内にあった祖霊社は、それぞれ本社の明細帳に記載されている。

その後、明治十五年には、境外遥拝所明細帳と同様、境外祖霊社明細帳についても独自の書式は廃止され、社寺明細帳書式に準拠することになった。これまで取りあげてきたいづれの明細帳も、大正二年には新書式が定められたが、祖霊社については新設を禁じられたためか、新書式は定められていない。

福井県域の明細帳では、敦賀郡を除いた越前国に関する県本一冊だけが伝存しているが、敦賀郡と若狭国三郡については、明細帳が現存しないため、境外祖霊社が存在したかどうか不明である<sup>(3)</sup>。

### ○「越前国 除敦賀郡 境外祖霊社明細帳」

(県本) 図書館蔵 [H171/E1]

黄色の表紙に「越前国 除敦賀郡 境外祖霊社明細帳 全」の題箋があり、用紙には朱色十三行野の美濃紙を使用している(本文は版心に「石川縣」、目録は版心に「福井縣」と印刷)。

内容は、南条郡大谷浦の祖霊社明細帳一件を綴じたものであり、明治十二年書式に拠っている。題箋及び版心の題より、越前七郡が石川県に含まれていた時期に、石川県によって作成されたものであり、後に福井県に引き継がれた簿冊と考えられる。

#### 四、官国幣社明細帳

明治四年五月十四日、社格制度の基本が定められ、官社九十七社が指定された。この官社の内訳は、神祇官が所管する官幣大社二十九と官幣中社六、また地方官が所管する国幣中社四十五と国幣小社十七であった。その後、官幣小社、国幣大社、別格官幣社も指定され、終戦時には二百十八社の官社が存在していた。

梅田義彦によると、明治十二年の内務省達乙第三十一号で定められた府県社以下の神社、寺院、境外遷拝所、境外招魂社、境外祖霊社の明細帳書式とは別に、官国幣社の「明細図書」が別途調製されていた<sup>26</sup>。明治十二年の内務省達の明細帳取調方心得を見ると「一 神宮・官国幣社並同境内神社

社格ノ有無ハ取調ニ及ハス」とあり、確かに二拘ハラス

伊勢神宮と官国幣社については、この時の取調の対象からは外されている。では、これより先、または後に官国幣社の明細帳書式を定めた法令があったのだろうか。後に詳しく見るように、現在、福井県の官国幣社明細帳に關して言えば四社分の現存が確認されるが、そのいずれの明細帳も書式を異にしている点は注意を要する。以下、法令中で官国幣社の明細帳書式について言及しているものを掲げておきたい。

明治十四年六月、内務省社寺局は官国幣社の境内外平面図と建物の様子を記載した見取図の二種の図面の提出を命じた<sup>27</sup>。その中で次のような「明細図書」の書式を示している。

〔内務省社寺局第二十五号達（抜粋）〕

官 国幣社某神社明細図書

一 某県国郡町字鎮座

但、往古鎮座タリシ旧蹟等アル向ハ朱書

ヲ加フヘシ

一 祭神

一 座敷

一 鎮座年月及由緒

一例祭月日

但、私祭ト雖モ古来由緒アル祭典ハ名称及年月日ヲ朱書スヘシ

一 境内地総坪

沿革

境内地古昔ノ坪数并境内外区画決定年月爾後ノ増減等、総テ境内ニ係ル沿革ヲ詳明ニ記載スヘシ

内訳

平地 何坪

何々 同

一 境内立木凡何本

内

目通一尺廻リ以上 何本

一 境外附属地国郡町字番号

反別坪数<sup>官</sup>有地第何種

但、田畑山林竹藪等ノ別并民有地ニ係ルモノハ地価ヲ記スヘシ

一 社ハ属セシ原由并其筋経裁年月日

一本殿何造

此建坪何坪

建築年度及由緒

維新前旧幕府及旧藩主或ハ人民等ノ造

若越郷土研究 五十一卷一号

修移転改造等有無

維新後官費社費或ハ人民寄附金ヲ以造  
修年月

一 拜殿以下諸建物・鳥居・木柵等ニ至ルマテ  
渾テ本殿ニ準シ、一々図面ヲ掲ケ逐条登記  
スヘシ

但、拜殿・社務所・神饌所・神庫等代用  
又ハ兼用ノ分ハ其旨ヲ記載シ、官私祭其  
外所用之廉及ヒ官社管ノ区分若シ費途未  
定又ハ氏子等民費ニ係ル分アラハ箇所別  
詳記シ、其他幄舎ノ如キ平常取置ミノ分  
ハ其段ヲモ書載スヘシ

一 燈籠・碑石等境内ニ別段ノ建設モノアラハ  
其基数ヲ記載スヘシ

一 本社境外ニ属スル奥宮并撰末社等ノ諸建物  
モ本社ニ準シ登記シ更ニ本社ヘノ距離ヲ記  
載シ撰末社ノ分ハ社格有無及社格伺定年月  
ヲモ掲クヘシ

一 右ノ外境外附属建物モ所在ノ国郡町村地名  
番号官民有地種及建物所用ノ廉附属ノ原由  
其筋伺済年月本社ヘノ距離等渾テ前条ニ準  
シ詳記スヘシ

別紙附録

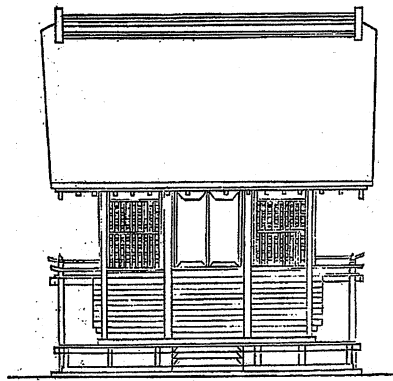
一 撰末社祭神座敷

一 氏子戸数 但有無共

一 一社ヨリ管轄庁迄ノ距離

以上

正面ノ図 但白木造又ハ何塗



桁行 何尺 高サ何尺

梁間 同 桁上端ヨリ礎際マテ何モ柱外

面ヨリ外面マテ

四方椽出同

前拜出 同 欄干同

同梁間 同

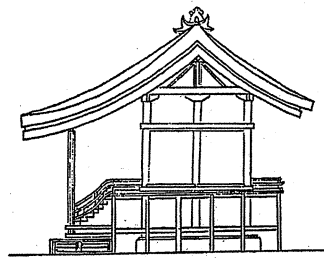
前拜無之向ハ階段ヲ記スヘシ

天井 何造

屋根 何坪

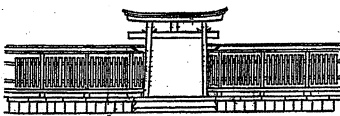
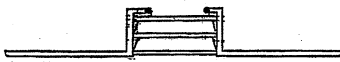
何葺

本殿妻ノ図

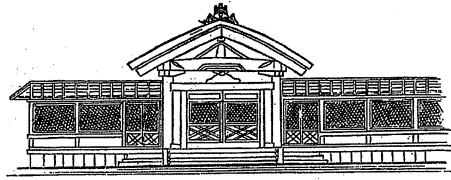


大中小社共

玉垣鳥居



大中小社共透塀中門祝詞屋共  
正面ノ図



明治十二年の府県社以下諸社の明細帳と比較すると、境内立木の数や境外撰末社についての記載を求めたり、図面の書式を定めたりするなど、かなり詳細なものになっている。ちなみに官国幣社撰末社の明細取調については、官幣社の撰社が明治五年十月七日教部省番外達<sup>28</sup>、同末社が同六年十一月十八日教部省番外達<sup>29</sup>、国幣社の撰社が同六年十一月十八日教部省第三十二号達<sup>30</sup>、同末社が同八年七月九日の教部省甲第十号達<sup>31</sup>において、先に命じられている。

長野 福井県における宗教関係公文書の史料学的考察

その後、社寺明細帳書式的大幅改訂を定めた大正二年四月二十一日の内務省令では、次のように官国幣社独自の明細帳書式が明確に示されることになった。

〔内務省令第六号（抜粋）〕

第一号様式

官国幣社明細帳

（美濃單紙）

道府県市区町村大字 字 鎮座

（社格）（神社名）

一 祭神（神名）（座数）

配祀（神名）

一 由緒

一 例祭（月日）

一本殿（建坪）

造営ノ沿革

一 境内（坪数）

一 氏子（戸数）

一 境内神社

（神社名）

祭神（神名）

由緒

社殿（種類）

造営ノ沿革

一 境内招魂社

（招魂社名）

祭神（神名）

由緒

社殿（種類）

一 境内遥拝所

（遥拝所名）

由緒

建物（種類）

備考

一（社格）（神社名）（神名）等括弧ノ箇所ニハ各々其ノ該当ノ事項ヲ記載スヘシ

一 祭神ニ柱以上ナルトキハ之ヲ並記スヘシ

一 特別由緒アル祭典ハ其ノ名称及月日ヲ「例祭」ノ次項ヘ附記スヘシ

一 幣殿、拝殿、神饌所、社務所、神庫其ノ他

特ニ重要ナル建物ハ「本殿」ノ例ニ倣ヒテ

記載スヘシ但シ「造営ノ沿革」ハ創建、改

築、再築等特ニ著シキ事項ニ限り記載スヘシ

シ

一本殿、幣殿、拝殿、神饌所、社務所、神庫

其ノ他特ニ重要ナル建物ノ立図、平図及境

内地並其ノ附近ノ平面図ヲ添付スヘシ

一境内神社、境内招魂社及境内遙拝所ニ付記載スヘキ事項中「種類」トアル箇所ニハ本殿、拝殿等建物ノ名称ヲ記載スヘシ但シ境内神社ノ「造営ノ沿革」ノ記載方ハ第四項ノ例ニ依ル

一境外ニ在ル奥宮若ハ撰末社ハ本社ニ準シ明細帳ヲ調製シ本社明細帳ニ添付スヘシ

管見の限りで見出せた、官幣社の明細帳に言及した法令は以上である。しかし、この後考察するように、ここに掲げたもの以外の書式で記載された明細帳が現存する以上は、大正二年より前に、明細帳（明細図書）の調製を命じた法令が別にあつたか、あるいは逆に大正二年になるまで特に明細帳の書式が定められていなかったか、そのどちらかであろう。

終戦時、福井県には官幣社として、官幣大社氣比神宮、官幣中社金崎宮、別格官幣社藤島神社、別格官幣社福井神社、国幣中社若狭彦神社（・若狭姫神社）、国幣小社劔神社の計六（七）社があつた。このうち昭和三年十一月十日に国幣小社に昇格した劔神社と昭和

十八年九月に最後の別格官幣社に指定された福井神社については明細帳の現存が確認されていない。以下、史料館に明細帳が伝存する官幣社について、神社ごとにその明細帳を見ていきたい。

#### 四一 官幣大社氣比神宮

敦賀町に所在し、御食津大神・仲哀天皇・神功皇后・日本武尊・譽田別天皇・武内宿禰命・淀媛命の七座を祭神とする氣比神宮は、改称するまでは氣比神社と称していた。明治四年五月十四日に国幣中社に列せられ、同十八年一月には官幣大社に列せられている。また、同年三月には神宮号を授けられ、社名を氣比神宮と改めた。

明細帳は、史料館の文部省調査局宗務課引継文書の中に次の一冊の簿冊が現存している。

#### ○「官幣大社氣比神宮明細帳」

（国本） 史料館蔵 [4124]

表紙には「官幣大社氣比神宮明細帳」の題箋とその直下に「福井縣」の墨書があり、右下に鉛筆で「24」と書き入れがある。内容は次の（へ）（ト）の二部からなっている。

#### （へ）「官幣大社氣比神宮由緒明細書」

表紙には「官幣大社氣比神宮由緒明細書」とあり、本文の用紙は、版心に「官幣大社氣比神宮社務所」と印刷された朱色十一行罫紙を使用している。

本簿の内容は「祭神ノ御事歴及御事歴ニ附帶セル当時ノ現況」から始まり、「鎮座ノ原由及土地之縁故」「社名ノ起因」「撰末社及御父子御兄弟御夫婦神等ノ關係」「古來奉仕セシ姓氏種族并沿革」「歴朝御崇敬及武將等尊崇之有様」「古來当社所伝ノ祭式神楽」「御造営ノ年月日及官營私營ノ別」「上古四至ノ境界及変遷」「朱印地神領之類」「古來氏子場ノ区域戸口」「有名ナル宝物及古文書」と続き、最後に明治二十八年一月十四日の福井県達第二号（官幣大社への加列）、同年三月三十日の福井県達第一三号（氣比神社から氣比神宮への改称）の写を載せている。このことから本簿の成立は明治二十八年以後であることが明白であるが、明治十四年の書式には拠つておらず、いかなる書式に拠つたものかは不明である。なお、本文中「現境内坪数」の項に、元号は不明だが「四年一月二十六日」の朱正追記が見

られる。

(ト)「官幣大社氣比神宮境内建物明細書」

表紙には「官幣大社氣比神宮境内建物明細書」とあり、用紙には薄手の和紙を使用している。

本殿以下建物の正面之図・妻之図・平図を百分の一ないし五十分の一の縮尺で描き、次いで境内摂社・境内末社・境外末社についても同縮尺で描いている。

四―二 官幣中社金崎宮

官幣中社金崎宮は、敦賀町民の請願によって明治二十三年九月に創立された。はじめ祭神は後醍醐天皇皇子の尊良親王のみであったが、同二十五年十一月には同じく後醍醐天皇皇子の恒良親王を合祀した。

幕末以来、朝廷・新政府が目標とした政治が建武の中興であったため、明治初年より楠正成をはじめとする南朝の忠臣や後醍醐天皇の皇子を祀った神社が各地で創建される。その一環で創建されたのが、後述する新田義貞を祀った藤島神社であり、この金崎宮であった。

明細帳は、史料館文部省調査局宗務課引継

文書に次の三冊の簿冊が伝来している。

○「官幣中社金崎宮明細帳」

(国本) 史料館蔵 [44-27]

表紙には「官幣中社金崎宮明細帳」と墨書があり、右下に鉛筆で「27」と書き入れがある。袋綴ではなく折本形式で、用紙には薄手の和紙を貼り継いだものを使用している。

内容は「祭神」「由緒」「社殿(様式と間数)」「境内神社」「境内坪数」「管轄庁迄ノ距離里数」を記載しており、縮尺三十分の一の諸建物配置図と三種の縮尺(百分の一・五十分の一・二十十分の一)による境内建物の平面図・正面図・側面図を描いている(諸建物配置図は彩色)。

本文中、由緒の項に明治三十九年四月五日の正遷宮の記載があり、大正十一年十一月二十日付け建物訂正許可の加筆訂正があるため、この間に作成されたものと言えるが、いずれの書式に拠ったものかは不明である。

○「金ヶ崎宮境内平面図」

(国本) 史料館蔵 [44-25]

表紙には「金ヶ崎宮境内平面図」と墨書されており、右下に鉛筆で「25」と書き入れが

ある。縮尺六百分の一で境内平面図を彩色で描いている。薄い和紙を貼り継いだ一枚の地図を折り畳み、表裏に表紙を付けている。

○「官幣中社金崎宮境内二接続セル保安林区分明細図」

(国本) 史料館蔵 [44-26]

表紙には「官幣中社金崎宮境内二接続セル保安林区分明細図」と墨書されており、右下に鉛筆で「26」と書き入れがある。縮尺は不明だが、境内に隣接する土地の地籍を彩色で描いたものに、表裏の表紙を付けている。

四―三 別格官幣社藤島神社

藤島神社は、左近衛中将贈正一位源義貞朝臣(新田義貞。贈位は明治十五年八月七日)を祭神とし、新田義宗、脇屋義助、新田義顕、新田義興を配祀している。明治九年十一月七日、越前国吉田郡灯明寺畷にあった祠(義貞戦没地。明治三年松平茂昭が祠を建立)を別格官幣社に列したことに始まり、明治三十四年には福井市足羽山に遷座した。

明細帳は、史料館文部省調査局宗務課引継文書に簿冊が一冊存在している。

## ○「別格官幣社藤島神社明細帳」

(国本) 史料館蔵 [44-23]

外表紙には「別格官幣社藤島神社明細帳」の題箋とその直下に「福井」の墨書があり、右下に「23」と鉛筆で書き入れがある。内表紙には「別格官幣社藤島神社明細圖書」と墨書されている。用紙には、本文には赤十三行罫紙(版心に「福井縣」、図には薄手の和紙を使用している)。

本文中「配祀祭神由緒」の項にある「大正二年義宗朝臣義興朝臣ニ從三位御贈位アリ」の記述のうち、「大正二年」の箇所を訂正して「明治四十二年九月十一日」と朱正されている。これにより本文の成立年は大正二年以後とみられる。しかし、内容は「祭神／配祀」「鎮座(由緒)」「例祭」「境内外附属地」「本殿(様式・建坪・沿革)」「本殿以下建物」「燈籠碑石等(基数)」「撰末社ノ諸建物」「氏子」「県庁マデ距離」となっており、明らかに大正二年書式ではなく、明治十四年書式に拠ったものと言える。

建物の立図、平図が別立てで作成されてはおらず、文章記載の合間に図が挿しはさまれ

ている。

## 四一四 国幣中社若狹彦神社・若狹姫神社

(国本) 史料館蔵 [44-22]

若狹彦神社と若狹姫神社は、由緒によればもとは同殿だったものが、養老五年に別に社殿を造営したものである。若狹彦神社の祭神は天津日高彦火火出見尊で鎮座地は遠敷郡遠敷村龍前、若狹姫神社の祭神は豊玉姫命で鎮座地は遠敷郡遠敷村遠敷。

明細帳によれば、両社とも社格を国幣中社としており、また社格加列を伝える小浜藩宛の太政官達も若狹彦神社・若狹姫神社・氣比神社の三社を国幣中社に列している<sup>(42)</sup>。このことから両社はそれぞれ一社ずつが国幣中社に列せられたとも考える事ができる。しかし、両社を上・下宮として一社とする見方もあったのだろうか、明治四年五月十四日の「官社以下定額・神官職制等規則」では、国幣中社として名があげられているのは若狹彦神社一社のみである<sup>(43)</sup>。官国幣社の数に関する統計を見ても、時期によってその捉え方はまちまちであり、どちらの数え方が正しいか判断はつきかねる<sup>(44)</sup>。

## ○「国幣中社若狹彦神社明細帳」

(国本) 史料館蔵 [44-22]

表紙には「国幣中社若狹彦神社明細帳」の題箋とその直下に「福井」の墨書があり、右下に鉛筆で「22」という書き入れがある。内容は次の(チ)〜(ヌ)の三つの綴からなっており、分冊ごとに綴目に「若狹彦神社宮司之印」の朱の割印がある。用紙は(チ)と(リ)が赤十三行罫紙(版心に「若狹彦神社」と印刷)を使用し、(ヌ)が薄手の和紙を使用している。

## (チ)「国幣中社若狹彦神社明細帳」

内容は「祭神」「由緒(御鎮座由来並考証・神階及社格・皇室ノ御崇敬・武将ノ欽仰)」「例祭」「本殿(建坪・造営ノ沿革)」「境内(坪数)」「氏子」「境内神社」となっており、大正二年書式に基づく明細帳と言える。本文中、大正十三年十一月十日の記事として、皇太子の御使岡本愛祐による神饌料・幣帛料の奉納の記事があることより、本帳簿の成立はこれ以後と見られる。

## (リ)「国幣中社若狹彦神社明細帳」

(チ)と同様に大正二年書式に基づく明細



帳である。本文中の最終記載も(チ)と同じく大正十三年十一月十日の記事であるため、作成時期も同じと見てよいだろう。先述したように、この明細帳では若狭姫神社の社格を国幣中社と明記している。

(又)「国幣中社若狭彦神社」

国幣中社若狭姫神社明細図書<sup>1</sup>

大正二年書式の備考に「一本殿、幣殿、拝殿、神饌所、社務所、神庫其ノ他特ニ重要ナル建物ノ立図、平図及境内地並其ノ附近ノ平面図ヲ添付スヘシ」とあるのを受けて、作成されたものと考えられる。若狭彦神社と若狭姫神社のそれぞれについて、本殿以下建物の正面之図・妻(側面)之図・平図を描き、あわせて「境内地並ニ附近ノ平面図」を描いたもの。いずれの図にも縮率は記載されていないが、後者には彩色が施されている。

おわりに

本稿では、境外遥拝所明細帳三冊(県本一・郡本二)、官祭招魂社・官修墳墓明細帳一冊(県本一)、護国神社明細帳一冊(国本一)、境外祖霊社明細帳一冊(県本一)、官国幣社明細

帳六冊(国本六)を対象に考察を行なった。

これら広義の神社については、存在の形態が特殊であったり、数自体が少なかつたりすることもあり、福井県の地方史研究でも未開拓の研究領域であると言つてよいだろう。とりわけ、近年飛躍的に進歩している「戦没者慰霊」研究の他地方における成果<sup>2</sup>と比較する<sup>3</sup>とき、福井県の招魂社・護国神社については解明されていない部分が多い。本稿が、今後の研究の進展の一助となれば幸いである。

なお、本稿で取りあげた明細帳の図書館蔵分と史料館蔵分の全てについて、写真版またはマイクロフィルムが作成されており、県立図書館で閲覧することができる。あわせて参照していただきたい。

表一：足羽山招魂社（足羽山護國神社）祭神名簿

祭神名	祭神数	合祀年月日	祭祀種別	①	②	③	④	⑤	⑥	備考
元治元年禁門の変戦死者(福井藩士卒)	7	明治3.9.29	私祭	○	○	○	○	○	○	
戊辰戦争(北越戦争)戦傷死者(福井藩士卒)	12	明治3.9.29	官祭	○	○	○	○	○	○	
西南戦争戦傷死者(福井藩出身)	70	—							○	
西南戦争戦傷死者(福井市出身)	62	明治39.9.24	市祭					○	●	実際には61柱
西南戦争戦没者(福井藩・嶺北七郡出身)	132	明治11		○			○			
日清戦争戦死者(福井市出身)	1	明治39.4.24							○	
日清戦争戦病死者(福井市出身)	7	—								
日清戦争戦病死者(福井市出身)	6	明治39.9.24	市祭		○	○	○	○	○	
日清戦争戦病死者(元木田村出身)	1	—							○	
日清戦争戦病死者(元円山東村出身)	1	明治16.9.22			○	○				
日露戦争戦死者(福井市出身)	120	明治39.4.24		○						
日露戦争戦病死者(福井市出身)	150	—							○	
日露戦争戦病死者(福井市出身)	148	明治39.9.24	市祭			○	○			
日露戦争戦病死者(福井市出身)	154	明治39.9.24	市祭						●	実際には128柱
日露戦争戦病死者(元和田村出身)	14	昭和11.9.25			○				○	
日露戦争戦病死者(元東安居村出身)	8	—							○	
日露戦争戦病死者(元木田村出身)	16	—							○	
日露戦争戦病死者(元円山東村出身)	1	明治16.9.22			○	○				
日支(上海)事変戦傷死者(福井市出身)	13	昭和8.5.27	市祭			○	○			
日支(上海)事変戦傷死者(元和田村出身)	2	昭和11.9.25			○				○	
日支(上海)事変戦傷死者(元東安居村出身)	1	—							○	
日支(上海)事変戦傷死者(元円山東村出身)	1	明治16.9.22			○	○				
支那事変戦病死者(福井市出身)	101	昭和14.9.25	市祭						●	実際には97柱
支那事変戦病死者(福井市出身)	77	昭和15.9.25	市祭			○	○		○	
支那事変戦病死者(福井市出身)	66	昭和16.9.22			○	○				
支那事変戦病死者(元円山東村出身)	15	明治16.9.22			○	○				
合計	祭神数			140	363	334	218	321	363	

- ①「官祭招魂社・官修墳墓明細帳」のうち(ハ)「従軍殉国者招魂社明細表」(明治十二年一月書式)
- ②「官祭招魂社・官修墳墓明細帳」のうち(イ)「足羽山招魂社并官修墳墓明細帳」(大正二年書式)
- ③「福井県護国神社明細帳」のうち(二)「足羽山護国神社明細帳」(大正二年書式)
- ④島津盛太郎編「福井県神社誌」(福井県神社誌、1926.10) p139
- ⑤福井戦友会編「足羽山招魂社 御祭神英霊」(1935.9.25)「〔足羽山の今昔〕福井市立郷土歴史博物館、1987.3、p90所収)
- ⑥「足羽山招魂社祭神名簿(福井市役所蔵)」(「福本福井市史」福井市役所、1941.7、p239~270所収)

## 注

(1) 拙稿「福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その一) 神社明細帳」(『若越郷土研究』五〇の二、二〇〇六年二月)。

(2) 明治八年一月二十四日、教部省では、神社の分社および遥拝所の建設出願に際しては、本社の承諾書等を必要とする旨を布達したが(教部省布達第一号)、分社と遥拝所との區別が付き難かったため、翌九年三月十二日には次のような達書が出された。

「教部省達書第八号」

府県

諸神社分社等建設之儀ニ付、往々伺出有之処、分社ト遥拝所ノ差異不明瞭向不少不都合候条、神殿ヲ建築シ本社ノ分靈ヲ鎮祀致候者ヲ分社トシ、拝所ノミヲ設テ遥拝式執行致候者ヲ遥拝所ト為相心得、自今出願之節、右區別判然取調、建物模様並地面坪数等ニ至迄詳細図面相添、其他昨八年一月当省布達第壹号之通相心得可伺出旨、相達候事

※法令は、内務省官報局編『明治年間法令全書』『大正年間法令全書』『昭和年間法令全書』(原書房)を主な出典とし、引用に際しては適宜句点等を補っている(以下同)。

(3) 福井県域の境内遥拝所については、以下に掲げるように県社以下諸社明細帳(いわゆる神社明細帳)に十三ヶ所の記載が見られる(角括弧内が境内遥拝所の名称)。福井市宝永上町の県社神明神社「境内神武天皇遥拝所」、吉田郡古市村の村社八幡神社「境内遥拝所」、同郡

本町の郷社柴神社「境内遥拝所」、坂井郡中番下番入合地の郷社春日神社・井口神社「神武天皇遥拝所」、同郡豊原村の村社白山神社「境内鶴草葺不合尊遥拝所」、同郡阪井港真砂町の村社(後に郷社)神明社「境内神武天皇孝明天皇遥拝所」、南条郡武生桶町の無格社(後に村社)伏拝神社(後に神明神社と改称)「境内金刀比羅神社遥拝所」、同郡鯖波村の村社白山神社「境内遥拝所」、同郡馬上免村の村社神明神社「境内神明社遥拝所」、同郡古木村の村社神明社「境内神明社遥拝所」、丹生郡気比庄村の村社氣比神社「境内氣比神社遥拝所」、今立郡栗田部村の県社岡太神社「境内大神宮遥拝所」、敦賀郡常宮浦の県社常宮神社「神武天皇遥拝所」。

(4) 「内務省達乙第五十九号(抜粋)」  
但、十二年当省乙第三十一号達、社寺明細書式中神官住職ノ項ヲ加へ、且境外遥拝所・招魂社・祖霊社ノ書式ヲ廢シ、都テ社寺書式ニ拠リ取調フヘシ

(5) 本稿で使用している「国本」「県本」「郡本」という仮称については、拙稿「福井県における宗教関係公文書の史料学的考察(その一) 神社明細帳」の二七頁を参照のこと。

(6) 南条郡上別所村の素盞鳴神社遥拝所、今立郡平林村の日野神社遥拝所、同郡轟井村の大瀧神社遥拝所、同郡鯖江上深江町(後に鯖江町上深江)の縣社舟津神社遥拝所、丹生郡大谷寺村の郷社越知神社遥拝所、同郡天王村の八

坂神社遥拝所、同郡武周村の白山神社遥拝所、同郡大矢村の八皇子神社遥拝所、坂井郡坂井港櫻谷町の櫻谷神社遥拝所。

(7) 丹生郡武周村の白山神社遥拝所と同郡大矢村の八皇子神社遥拝所。

(8) 県本「越前国丹生郡神社明細帳 式冊ノ内式」(図書館蔵)。

(9) 平林村の日野神社遥拝所、轟井村の大瀧神社遥拝所、鯖江上深江町(後に鯖江町上深江)の縣社舟津神社遥拝所。

(10) 招魂社の歴史については、小林健三「照沼好文」招魂社成立史の研究(国学研究叢書)「錦正社、一九六九年」、村上重良「慰霊と招魂(岩波新書)」(岩波書店、一九七四年)、大原康男「統・忠魂碑の研究―護国神社制度の成立と忠霊塔建設運動に焦点をあてて―」(國學院大學日本文化研究所紀要)五二号、一九八三年、阪本是丸「明治国家と招魂社体制―靖国神社の成立と地方招魂社行政―」(『神道学』二二二号、一九八四年、後に阪本「国家神道形成過程の研究」(岩波書店、一九九四年)に収載)、白川哲夫「招魂社の役割と構造―「戦没者慰霊」の再検討―」(『日本史研究』五〇三号、二〇〇四年)等を参照。

(11) 「内務省達乙第三百二十二号」  
東京府ヲ除キ 府県各管内ニ設置有之招魂社之儀、従前其所在之地名等種々之社号ヲ附シ来候向モ有之候処、自今種々之社号ハ都テ相廢シ、一般招魂社ト相唱候様可致、此旨相達候事

長野 福井県における宗教関係公文書の史料学的考察

若越郷土研究 五十一卷一号

(12) [内務省社甲第二十号通牒]

道庁府県

官祭招魂社(及官修墳墓)ハ、従来官祭(及官修)ノ文字ヲ冠セズ、単ニ招魂社(墳墓)ト称スルヲ以テ私祭(私修)ノ招魂社(墳墓)トノ区別無之、取締上支障ヲ生ズルノ虞有之候条、自今官祭ノ招魂社ハ官祭ノ二字(官修ノ墳墓ニハ官修ノ二字)ヲ冠シ、以テ私祭(私修)ノ招魂社(墳墓)ト明瞭ニ区別セシメラレ度依命此段及通牒候也

(13) [内務省令第十二号]

招魂社ハ之ヲ護国神社ト改称ス

昭和十四年三月十五日

内務大臣 侯爵 木戸幸一

附則

本令ハ昭和十四年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

(14) [太政官達第六十七号]

使府県

戊辰己巳ノ際、従軍殉難ノ者、各所戦没ノ地等ニ有之墳墓及ヒ招魂社ノ経費、左ノ通相定候条、此旨相達候事

但、金額半ケ年分宛大蔵省ヨリ受取、毎三ヶ月勘定帳同省へ可差出事

招魂社経費并墳墓修繕費定額

一金三十拾五円 一ヶ年一社定額

内

金拾円 祭祀料

但、神饌料ハ毎老人別ニ金貳拾五銭宛ヲ給ス

金貳拾五円 修繕費

但、掃除夫等ノ費用モ此内ヨリ支給ス

ハシ

一金六円貳拾五銭 一所墳墓修繕費定額

但、一境域中ハ各所ニ埋葬ストモ澤テ一所ト見做ス

(15) [内務省達乙第二十二号]

府県

戊辰己巳ノ際、従軍殉国ノ者戦没ノ地及其他各所ニ於テ、旧藩主或ハ人民共私設致候招魂場ノ儀ハ、永ク忠士ノ魂魄ヲ御吊慰被為在候御趣意ヲ以、自今其所在ノ地稅ヲ免シ、祭祀並修繕共一切官費支給可致旨被仰出候ニ付、此旨相達候事

但、招魂場敷地反別地稅ノ有無並従前祭祀修繕ノ費額、別紙雛形ニ照準、箇所限り明細取調、实地景況繪図面並実測繪図面共一通ツ、相添、来ル五月三十一日限り、当省へ可伺出、最右場所無之向ハ来ル四月十五日限り其旨可届出事

(雛形以下は省略)

(16) [内務省達丙第七十号]

京都府(以下三十府県名略)

戊辰己巳ノ際、従軍殉国ノ者、招魂場明細取調ノ儀、昨七年当省乙第二拾二号達ノ趣ニ拠リ、夫々届出候処、右書類之内過般省中火災ノ節焼失、或ハ紛乱ノ分モ有之、且招魂場墳墓ノ区別然セサル向不少差支候条、更ニ別紙雛形ニ照準取調、至急可差出、此旨相達候

事

但、本文ノケ所無之向ハ其旨可届出事

(別紙以下は本文中に掲載)

(17) 大原前掲論文五四、五五頁。

(18) [内務省達乙第十二号]

府県

戊辰己巳ノ際、従軍殉国ノ者、各所戦没ノ地等ニ於テ其遺骸埋葬之墳墓、自今官費ヲ以テ修繕シ、朽腐穢蕪無之様可致注意旨、被仰出候間、此旨相達候事

但、即今朽腐穢蕪等難耐入分ハ即修繕費用積並ニ後來每一ヶ年内修繕掃除常費高無洩

明細取調、来ル四月三十日限、当省へ可伺出、尤右箇所無之向モ右日限迄ニ其旨可届出候事

(19) 足羽山招魂社で祭られる戊辰戦役(北越戦争)の戦没者は十二座あるが、墳墓地には高階一人の遺骸が葬られている。高階は、明治元年八月十一日、越後国蒲原郡小松での戦いで銃丸に当たり負傷、福井に帰国して後、明治三年三月四日に銃創がもとで亡くなっている。他の十一名は越後で戦死しているため、この墳墓には葬ることができなかったのだらう。

(20) [内務省達乙第七十一号]

府県

戊辰己巳ノ際従軍殉国ノ者、各所戦没之地等ニ於テ其遺骸埋葬之墳墓明細取調ノ儀、昨七年当省乙第十二号達之趣ニ拠リ、夫々届出候

処、書類之内過般省中火災ノ節焼失、或ハ紛  
乱ノ分モ有之、且遺体埋葬之有無判然セサル  
向モ不少ニ付、更ニ別紙雛形ニ照準取調、至  
急可差出、尤右箇所無之向モ可届出、此旨相  
達候事

但、毛髪遺物等ヲ以相當ミ候墳塚ノ如キ重  
複之箇所ハ不及取調ト雖トモ、他ニ遺骸埋  
葬之本地無之遺髪等ヲ以テ遺骸ニ宛ル者ハ  
同様可取調事

(21) (別紙以下は本文中に掲載)

從軍殉國之者招魂社明細表等進達書  
從軍殉國ノ者、招魂社并墳墓ノ儀ニ付、明治  
八年御省乙第七十一号御達ノ趣モ有之、当  
県ニ於テハ取調方纏マリ兼、御届方及遷延候  
処、尚又本年乙第三号御達ノ趣モ有之、更ニ  
右雛形ニ照準、別冊調書整候ニ付進達仕候、  
此段上申候也

明治十二年十二月二十七日

石川県令千阪高雅

内務卿伊藤博文殿

(22) 国文学研究資料館史料館編『社寺明細帳の成  
立(史料叢書)(名著出版、二〇〇四年)所  
収の青木陸「解題」一三三〜二四頁。

(23) 他にも次のような相違点が見られる。(イ)  
では由緒の追記が昭和十五年九月二十一日の  
記事までであるのに対し、(ニ)では昭和十二  
年九月二十五日の記事までしか載せていな  
い。(イ)では社殿の大きさや昭和三年六月  
二十日に建設を許可された狛犬の記載がある

が、(ニ)にはそれらがない。(三)では昭  
和十五年九月二十五日合祀の祭神名簿に和文  
タイプを使用している。

(24) 『神道史大辞典(吉川弘文館、二〇〇四年)  
の「祖霊社」の項(森瑞枝執筆)には「明治  
十九年より新たな祖霊社の建立は禁止された  
(内務省訓令第三百九十七号)」とあるが、管  
見では当該訓令を見出すことができなかった。  
一方、『神道大辞典(平凡社、一九三七  
年)の「祖霊社」の項によると、祖霊社は「明  
治三年以降之が創立を禁止せられ、のち従来  
存した祖霊社も神社明細帳より削除せられ  
た」とある。しかし、福井県の明細帳に関す  
る限りでは、境内祖霊社も境外祖霊社も明細  
帳より削除された形跡は見当たらない。

(25)

近代における福井県域の境内祖霊社について  
は、以下に掲げるように県社以下諸社明細帳  
(いわゆる神社明細帳)に五ヶ所の記載が見  
られる(括弧内が境内祖霊社の名称)。南条郡  
燧村の村社日吉神社(境内祖霊社)、丹生郡下  
野田村の無格社日吉神社(境内祖霊社)、同郡  
上大虫村の県社大虫神社(境内祖霊社)、今立  
郡稻荷村の県社須波阿須疑神社(境内祖霊  
社)、大飯郡高野村の村社青葉神社(泰澄靈  
社)。また、加藤隆久編『神葬祭大典(戎光  
祥出版、一九九七年)の一六一頁「各県の祖  
霊社数一覧」によれば、平成九年現在、福井  
県内には十二の祖霊社があるという。

(26) 『明治以降宗教制度百年史(文化庁、一九七

〇年)第六章「社寺・教会その他の設置・廃  
合等の取扱い(梅田義彦執筆)」一〇一〜一〇  
二頁、梅田義彦「改訂増補・日本宗教制度史  
近代篇(東宣出版、一九七一年)一六頁。  
近代篇(東宣出版、一九七一年)一六頁。

(27) 『内務省社寺局第二十五号達』

甲図

一 甲図ハ境内外ノ区画及ヒ地形坪数并建物位  
置等ヲ知ルヲ主トスルヲ以テ、之ヲ平絵図  
ニ製スヘシ

一 境界ハ朱線ヲ以テ画シ、周囲方円曲折ノ地  
形ヲ図取り、直径及四隅幅員ノ間数ヲ附  
シ、実測総坪ヲ登記スヘシ

一 境内ニ山林溝池等アル向ハ、夫々色分ヲ以  
テ平地ト区分シ、其間数坪数ヲ記入スヘシ  
一 建物ハ本殿以下木柵鳥居等ニ至ルマテ形容  
姿勢ニ不拘、建地位置ノミヲ掲ケ、側ニ名  
称ヲ記スヘシ

一 境内ニ接続スル地所ハ、山林田畑ヲ識別  
シ、就中一社附属地又ハ境内ニシテ現今上  
地ノ箇所ハ、色分ケヲ以テ坪数ヲモ記載ス  
ヘシ

但、上地ノ箇所ハ上地年月ヲ記入スヘシ  
乙図

一 乙図ハ建物形容姿勢域内風致等ノ模様ヲ知  
ルヲ主トスルヲ以テ、之ヲ見取絵図ニ製ス  
ヘシ

一本殿以下木柵鳥居等ニ至ルマテ、形容姿勢  
并草木疎密等風致ニ関スル模様ヲ図取り、  
彩色ヲ加ヘ側ニ名称ヲ記スヘシ

長野 福井県における宗教関係公文書の史料学的考察

若越郷土研究 五十一卷一号

一奥宮若クハ撰末社ニ属スル建物ハ、箇所別其旨ヲ記載スヘシ  
一本社境外奥宮及ヒ撰末社ノ如キハ其境内別、夫々甲乙図ヲ製シ、附属図ト為シ差出スヘシ

一用紙ハ美濃紙四枚継又ハ六枚継タルヘシ  
以上

(以下、明細図書書式は本文中に掲載)

(28) [教部省番外達]

本社境内外トモ鎮座之撰社、別紙雛形ニ準シ相認、当月二十五日限無遅滞可差出候事  
官幣社

(別紙)

本社境内鎮座ノ撰社但、判然タル撰社ヲ言、其他末社ノ類ハ不及記

一何神社 祭神 何ノ命

一何神社 祭神 何ノ命

同境外鎮座ノ撰社

一何神社 祭神 何ノ命

但

何国何郡何村鎮座

本社ヨリ里数何里

社領高何石

氏子何戸

本社神官ヨリ凡テ管之歟或ハ別ニ其地方

二神官有テ管之歟ノ事

一何神社 祭神 何ノ命

但

前同断

(29) [教部省番外達]

官幣社末社之儀、別紙之通取調、来ル十二月限り当省へ可差出、末社無之向ハ其段可届出候、此旨相達候事  
官幣社

(別紙)

何神社末社官管ノ分

一何神社

祭神

勸請年月由緒

所在 境外ナラハ地名・社地坪数・本社ヨリノ距離ヲ記スヘシ

建物間数

造管年月 現在社宇造管ノ年月ヲ記スヘシ

一何神社

祭神 以下

同上

合幾社

同私造之分

一何神社

祭神 同上

但、建物間数・造管年月記載ニ及ハス

右之通御座候以上

合幾社

何神社大宮司中小社別格社ハ宮司

年月日

何某

(30) [教部省第三十二号達]

国幣社所在

府県

各府県管内国幣社撰社ノ儀、別紙ノ通為取

調、来ル十二月限り当省へ可差出、撰社無之向ハ其段可届出候、此旨相達候事

(別紙)

何神社撰社

一何神社

祭神

勸請年月由緒

鎮座 境外ナラハ地名・社地坪数・本社ヨリノ距離ヲ記スヘシ

社殿並建物間数

旧社領或ハ寄附米高

旧神官有無

氏子有無

一何神社

祭神 以上

同上

合幾社

右之通御座候以上

何神社宮司

年月日

何某

(31) [教部省甲第十号達]

各社末社之儀、別紙之通取調、来ル八月限り

当省へ可差出、末社無之向ハ其段可届出候、

此旨相達候事

(別紙)

末社取調書

一何神社

祭神

勸請年月由緒

所在 境外ナラハ地名・社地坪数並  
本社ヨリノ距離ヲ記スヘシ

建物間数

現在社宇造営ノ年月並従来造営官費民費

ノ区別

一何神社

祭神 以下  
同上

右之通御座候

年月日

何神社

明細帳(圖書)という言葉は出てこないが、  
明治六年六月十四日、教部省は各府県に對  
し、次のような取調及び絵圖の提出を命じて  
いる。

〔教部省達第二十二号〕

府県

国幣社例祭日以下、別紙之通管内之分取調、

往返之外日数三十日限り差出可申事

但、絵圖面ハ二通ツ、差出可申事

(別紙)

例祭日 官祭ニ立ツヘキ年中一度ノ大祭日 何神社

何月何日 旧曆何月何日或ハ何ノ日

氏子戸数

幾戸

境内絵圖

但建物之結構・山林之景象・新旧境内及附  
屬地ノ区別 坪数等明細横写記載スヘシ

また、同年七月十八日には、官幣社官司に

對し、明治三年の太政官布告第七百七十九号

に準拠した明細取調を命じている。

長野 福井県における宗教関係公文書の史料学的考察

〔教部省番外達(抜粹)〕

官幣社官司

大小神社明細取調差出方之儀、庚午閏十月二  
十八日御布告ニ相成候処、官幣社之分ハ未差  
出無之ニ付、別紙布告ニ照準、逐条記載致、  
来ル八月二十日限<sup>字ハ九</sup>差出可申、尤是迄別  
段達ヲ以右調書差出候向ハ氏子戸数而已相認  
其旨可届出事

但、庚午年取調之心得ヲ以可相認並朱書  
廉々之通可相心得事

(別紙以下、明治三年閏十月二十八日太政官  
布告第七百七十九号の再録部分は省略。前稿  
への引用を参照のこと)

(33)

明細帳にはこの七座を載せるが、島津盛太郎  
編『福井県神社誌(福井県神社会、一九二六  
年)』や『官幣大社氣比神宮小志(官幣大社氣  
比神宮社務所、一九三二年)』では、伊奢沙別  
命(本宮)・仲哀天皇(本宮)・神功皇后(本  
宮)・日本武尊(東殿宮)・應神天皇(総社  
宮)・玉妃命(平殿宮)・武内宿禰命(西殿  
宮)の七座を祭神として記載している。

(34)

〔太政官布告第二三三十五号(抜粹)〕  
官社以下定額及神官職員規則等、別紙之通被  
仰出候、尤府藩県社・郷社ノ分ハ先達テ差  
出候明細書ヲ以取調、区別ノ上追テ神祇官ヨ  
リ差函ニ可及候条、其節方端処置ノ儀、同官  
ヘ可相回事  
一神官従来ノ叙爵總テ被止候事  
一官社以下府藩県社・郷社神官總テ其地方貴

属支配タル可ク、本籍ノ儀ハ土族民ノ内適  
宜ヲ以テ編輯可致事

(別紙)

官社

○官幣大社(略)

○官幣中社(略)

○官幣小社 無

○別格官幣社(略)

○国幣大社 無

○国幣中社

(略)

若狭彦神社 若狭国

氣比神社 越前国

(略)

○国幣小社(略)

右官幣国幣社通計九十七社神祇官管之

諸社

○府社

○藩社

○県社

府藩県崇敬之社

○郷社

郷邑産土神

右地方官管之

官幣国幣官社以外府藩県社・郷社二等ヲ以  
テ天下諸社ノ等差トス、右官社定額ノ外、  
式内及国史見在ノ諸社、期年検査ヲ歴テ更  
ニ官社ニ列スヘシ、但、四時祭官幣ノ列ハ  
方今神祇官ニ請シテ祭之(以下略)。

## 若越郷土研究 五十一巻一号

- (35) 「内務省星巨示第二号」  
福井県越前国敦賀郡曙町鎮座国幣中社氣比神社ヲ官幣大社ニ列セラル  
(略)  
明治二十八年一月十日内務大臣子爵野村靖  
「内務省星巨示第四十五号」  
福井県越前国敦賀郡曙町鎮座官幣大社氣比神社ヲ自今氣比神宮ト称セラル、旨宣下相成ル  
明治二十八年三月二十七日  
内務大臣子爵野村靖
- (36) 「内務省星巨示第三十三号」  
金崎宮  
祭神 尊良親王  
右、今般越前国敦賀郡敦賀町金崎ノ地ニ創立ニ付、即チ宮号宣下社格ヲ官幣中社ニ列セラル、旨仰出サル  
明治二十三年九月十二日  
内務大臣伯爵西郷従道
- (37) 「内務省星巨示第四十七号」  
後醍醐天皇皇子  
恒良親王  
右、今般官幣中社金崎宮へ合祀 仰出サル  
明治二十五年十一月十七日  
内務大臣伯爵井上馨
- (38) 楠正成を祭神とする湊川神社、宗良親王を祭神とする井伊谷宮など。詳しくは村上重良「慰霊と招魂(岩波新書)」(岩波書店、一九七四年)の六八〜八三頁を参照。
- (40) 本簿のみが「金崎宮」と記さず、表紙・本文ともに「金ヶ崎宮」と記載している。
- (41) 明治十年三月十四日には別格官幣社としては湊川神社に続く順序とされた(後に順序は変更される)。  
「内務省達丁第四号」  
官国幣社  
別格官幣社藤島神社順序之儀、湊川神社次列ト相定候条、此旨為心得相達候事  
「国幣中社若狹彦神社明細帳」所引の明治四年六月の太政官達は次の通り。  
其管内若狹彦神社外二社、別紙之通被 仰出候条、為心得相達候事  
辛未六月 太政官  
別紙  
若狹彦神社 若狹国遠敷郡龍前村鎮座  
若狹姫神社 同郡遠敷村鎮座  
氣比神社 越前国敦賀郡敦賀鎮座  
国幣中社列、自今官祭被 仰出候事  
辛未六月 太政官
- (42) 注(34) 参照。
- (43) 「福井県史 資料編一七統計」(福井県、一九九三年)の第五九九表「神社、神職(一八八一〜一九四二)(七一六〜七頁)によれば、福井県内の国幣中社数は一八八一〜一九四九年までが三社となっているが、これは若狹彦・若狹姫・氣比の三社を指している。翌一九五〇年までが二社に減じているのは、氣比神社が国幣大社に昇格したことを意味する。しかし、一九〇二〜一九二六年までの二十五年間は、二社から更に減じて一社と計上しており、おそらくは若狹彦神社一社のみを国幣中社にカウントしたものと考えられる。そして再び一九二八〜一九三七年までは二社となり、また一九三八〜一九四一年が一社となっている。この一九〇二年以降の数字の増減は何を意味するのだろうか。この間、福井県内の神社で新たに国幣中社に昇格したもののや別の社格に昇格したものもない。ちなみに内務省社寺局編纂発行「官国幣社一覽」の明治三十年版および明治三十一年版は、若狹彦神社を国幣中社として掲げ、祭神に若狹彦神(若狹彦神社祭神)と若狹比咩神(若狹姫神社祭神)の二座を数えている。
- (44) 梅田欽治「栃木県護国神社の設置と地域社会」(地方史研究協議会編「宗教・民俗・伝統―社会の歴史的構造と変容」有山閣、一九九五年)、今井昭彦「群馬県邑楽護国神社の創建過程」(「群馬文化」二四七号、一九九六年)、本康宏史「招魂社制度の地域的展開と十五年戦争」(高澤裕一編「北陸社会の歴史的展開―能登印刷出版部、一九九二年。後に本康「軍都の慰霊空間―国民統合と戦死者たち」(吉川弘文館、二〇〇二年)に収録)、同「明治初年の招魂祭と招魂社―地域的受容をめぐる―」(「石川県立歴史博物館紀要」一六号、二〇〇四年)など。
- (45) 「福井県史 資料編一七統計」(福井県、一九九三年)の第五九九表「神社、神職(一八八一〜一九四二)(七一六〜七頁)によれば、福井県内の国幣中社数は一八八一〜一九四九年までが三社となっているが、これは若狹彦・若狹姫・氣比の三社を指している。翌一九五〇年までが二社に減じているのは、氣比神社が国幣大社に昇格したことを意